ル)エチル]―二・一一・一五―トリヒドロキシ―六―[(一R)―一―ヒドロキシエチル]―五・八・一四・一九・二二・二五―ヘキサオキソテトラコサヒドロ―一H―ジピロロ[二・一―c:二・一―l][一・四・七・一〇・一三・一六]ヘキサアザシクロヘンイコシン―九―イル}―一〇・一二―ジメチルテトラデカンアミドとして五一・二μg以下を含有する体外診断薬を除く。」を加え、同項第九十六号に次のように加える。

(21)　一容器中デオキシグアノシン五―三リン酸として一g以下を含有する体外診断薬

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の薬事法施行規則別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の十二ただし書及び第九十六号(21)に規定する体外診断薬であって、この省令の施行の際現に存し、かつ、その添付文書に劇薬である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に劇薬である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、薬事法第五十四条の規定は、適用しない。